

新嵐山スカイパークの経営について

1 ランドデザイン(素案)

→令和6年度において、株式会社モンベル(関連会社)にランドデザイン(全体的な構想)の策定を委託しており、別紙資料の「1 新嵐山スカイパークのランドデザイン(素案)」のとおりまとめたものである。

なお、ランドデザインの策定にあたっては、町議会新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会からの「新たな新嵐山スカイパークのあり方に係る提言書」、町民が主体となった「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提案書及び「めむろ未来ミーティング」、「町民ワークショップ」等で町民の皆さんからいただいた意見や要望なども共有し、進めているものである。

2 基本理念

「みんなが集い・遊び・憩う」新嵐山スカイパーク ～30年後も笑顔が集まる風景～(案)

→町議会新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会からの「新たな新嵐山スカイパークのあり方に係る提言書」を踏まえ、町民が主体となった「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提案書及び「めむろ未来ミーティング」、「町民ワークショップ」、町民アンケート等を反映した「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」に基づき、「芽室町観光ビジョン」等と整合を図ったうえで、基本理念を定めるものであり、「町民が利用する場所」「子どもからお年寄りまでたくさんの方が楽しめる場所」「町民が誇れる場所」「町民に愛され外の方が魅力を感じる場所」「本町最大の観光地として地域経済の活性化に寄与する場所」の実現を目指したランドデザインを策定する。

なお、新嵐山スカイパークの再生に向け、ランドデザインが確定次第、新たに活用計画に位置付ける考えである。

3 経営形態・事業手法

経営形態及び事業手法は、基本理念のもと、サービスの充実と町財政の負担軽減を図るため、民間活力を最大限活用する。

(1) 経営形態

ランドデザインにおける新嵐山スカイパークには、①メムロスキー場やパークゴルフ場など社会体育施設に類する機能のほか、キャンプ場(オートキャンプ場機能移転含む)、屋外遊具、ドッグラン、展望台を含む公園機能、②町内外から多くの人を呼び込む観光機能、③子育て環境の充実や公園機能と連携することで町民の皆さんの集い、遊び、憩う場として新嵐山スカイパークをより多くの方に利用いただくための新たな拠点機能を想定しており、①から③のそれぞれの機能ごとに、以下のとおり経営(運営)形態を想定する。

- ①公園機能・・・指定管理者制度による運営を行うが、社会体育施設に類する機能を含む公園機能については、利用料金制を採用しない。
- ②観光機能・・・新嵐山スカイパークのエリア活用を希望する民間事業者を広く募集するなど、民間活力により利活用を進める。また、公園機能のなかで展望台や駐車場などはイベントでの利活用も可能とする。
- ③拠点機能・・・指定管理者制度(利用料金制)による運営を採用し、民間事業者の柔軟な発想により、町民の皆さんへ充実したサービスを提供するとともに、町外からの誘客を図り、町の負担の圧縮を図る。

(2) 事業手法

- ①公園機能・・・整備にあたっては DB 方式(PPP)等により、民間の知見を活用することで事業期間の短縮、町の負担軽減等を図る。ただし、スキー場のリフトについては、特殊な装置であるため、通常の契約方式も含めて検討する。また、整備にあたっては、国の制度と連携して進める。
- ②観光機能・・・民間事業者を募集し、民間活力(民間資金)による事業を基本とするが、国の補助制度や日高山脈襟裳十勝国立公園に関連した事業等で官民連携により取り組むことで事業効果がより大きくなるものについては、PFI 手法や整備に係る民間事業者への補助等を検討する。
- ③拠点機能・・・DBO 方式(PPP)を採用し、施設整備段階から運営事業者のノウハウを活用することで、民間事業者の柔軟な発想を活かしたサービスの充実と指定管理委託料の軽減にもつながる誘客の増を図る。また、整備にあたっては、国や北海道の交付金等を活用し、町の財政負担を軽減したうえで進める。

(3) 土地利用

新嵐山スカイパークの再生に向けたランドデザインの策定にあたり、基本理念『「みんなが集い・遊び・憩う」新嵐山スカイパーク～30年後も笑顔が集まる風景～(案)』を実現させるため、町として利活用を進めるエリア、民間活用により利活用を進めるエリアについて、次のとおり整理した。

なお、エリアの設定のため、新嵐山スカイパーク全体の土地の状況を確認したところ、新嵐山スカイパーク内に国有地が含まれていることが確認できたことから、土地を所管している財務事務所(財務省)と土地の整理について協議を進めているところである。(財産取得については、令和7年度以降の予定)

①公園機能・・・スキー場、パークゴルフ場、キャンプ場、屋外遊具、ドッグラン、展望台は、町民(近隣市町村含む)の皆さんのレクリエーションの場、スポーツの場、健康増進の場であり、集い、遊び、憩う場としてこれらの機能の充実を図るため、当該エリアを都市公園に編入し、国の制度と連携して進める。

②観光機能・・・第3駐車場、旧オートキャンプ場は民間活用ゾーンとしており、民間事業者による利活用(ハード整備含む)を想定していることから、都市公園に編入せず、普通財産として広く民間事業者の利用を図る。

③拠点機能・・・新たな拠点機能として、屋内遊戯施設、飲食、売店を整備する。

屋内遊戯施設は子育て世代が集い、遊び、憩う場であるとともに、町外からも多くの子育て世代が訪れ、子育て環境の充実により、交流人口の増や将来の移住・定住にもつなげることが期待できるものである。

また、飲食や売店は、公園機能や屋内遊戯施設の利用者など世代を問わず多くの方に利用されるほか、地域に住む方の憩いの場、交流の場にもなるものである。

さらに、①の機能と連携することで、双方の利用に好影響をもたらすものであり、夏季はパークゴルフ場、キャンプ場、屋外遊具、ドッグラン、展望台、冬季はスキー場を拠点機能とともに利用いただくことで、通年でさまざまな世代の集い、遊び、憩う場、交流の場として新嵐山スカイパークが利用されることが期待できるものである。(拠点機能⇔スキー場、パークゴルフ場、キャンプ場、屋外遊具、ドッグラン、展望台)

このことから、拠点機能については、①の都市公園エリア内に設置し、連携させることで、双方に相乗効果をもたらすことを目指す。

(4) 都市公園への編入について

新嵐山スカイパークのエリアの利活用や憩いの場としての機能、観光拠点としての機能については、町議会からの提言や新嵐山スカイパーク自分ごと化会議、新嵐山スカイパークの「存続・今後」を考えるワークショップなど、多くのご意見をいただいていた。

町では、それら多くのご意見をふまえ、「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」を策定し、ランドデザインの策定に取り組むとともに、新嵐山スカイパークの位置付け(「新嵐山スカイパーク設置条例」)についても検討を重ねてきた。

今回、ランドデザインの策定にあたり定めた基本理念『「みんなが集い・遊び・憩う」新嵐山スカイパーク ～30年後も笑顔が集まる風景～(案)』のもと、ランドデザインにおける公園機能(スキー場、パークゴルフ場、キャンプ場、屋外遊具、ドッグラン、展望台)や拠点機能により、新嵐山スカイパークを世代を問わず多くの方が集い、遊び、憩う場として改めて位置付けるとともに、町条例のあり方や公園機能の充実に向けた国の制度との連携などを総合的に勘案した結果、新嵐山スカイパークを都市公園に編入し、再生を進める考えである。

また、上記の公園機能は、別紙資料の「2 国土交通省資料(抜粋)」のとおり、都市公園(都市公園法)における公園施設であり、都市公園の整備が対象となる国の制度と連携して、町の財政負担の軽減を図り、整備を進める考えである。

なお、拠点施設については、都市公園エリアに設置するとともに、別途設置条例により整理する考えである。(同様に芽室公園内にある総合体育館、プール等は都市公園条例とは別に設置条例がある。)

※参考

都市公園法 (目的) 第1条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
町都市公園条例 (目的) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、芽室町都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理につき、必要な事項を定めて、公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

4 事業経費

「3 経営形態・事業手法」に基づき、事業経費の考え方を次のように整理する。なお、工事等を要する施設整備については、令和6年度中に事業費の目安を示す考えである。(令和7年2月頃)

①公園機能・・・メムロスキー場は令和6年度及び令和7年度はプレオープンに位置付けており、直営(一部委託)による事業経費を見込むとともに、令和7年度からは公園部分の維持管理(草刈等)をあわせて委託することで通年雇用、人材確保に努め、安定的な運営につなげる。令和8年度からは、人材(特にスキー場の安全統括管理者及び索道技術管理者)確保のため、指定管理制度による管理運営を想定しており、事業経費は指定管理委託料(一部、スキー場の圧雪車等の修繕費用は直営)となる見込みである。

また、令和6年度はシーズン券の取扱いを行わないことから、生涯学習課において、少年団等への負担軽減について検討中である。

なお、令和7年度において、国の制度の活用に向けた長寿命化計画(都市公園事業)の策定を想定しており、町の財政負担の軽減を図るものである。

②観光機能・・・第3駐車場及び旧オートキャンプ場は普通財産に移行することから、民間事業者による利活用が行われる場合は、民間事業者の負担により管理を行う。

③拠点機能・・・令和7年度に基本計画を策定し、概算工事費(概算事業費)を算出する。

※参考(令和6年2月29日 第12回新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会資料から一部抜粋)

	項目	内容
1	あり方の骨格 (機能・設備)	今後の新嵐山スカイパークで想定する機能や設備のこと (例:スキー場、キャンプ場、宿舎、レストラン)
2	ランドデザイン (全体的な構想)	基本理念、機能、規模、場所(配置)、工程
3	基本構想・基本計画	機能性、周辺環境との連携、概算工事費、施設等の構造、レイアウト
4	実施設計・工事施工	工事施工に向けたデザイン、設計、工事費の詳細積算、工事着工

5 費用対効果

①メモロスキー場は社会体育施設に類する機能として再開するものであり、メモロスキー場の営業に係る費用は、費用対効果の対象外(令和6年6月13日第2回新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会)としており、ランドデザインにおいてはスキー場を含めた公園機能について、町民(近隣市町村含む)の皆さんのレクリエーションの場、スポーツの場、健康増進の場、集い、遊び、憩う場として位置付けていることから、費用対効果の対象外とする。

②観光機能については、民間活力(民間資金)による事業を基本とし、町の負担がない場合は費用対効果の対象外とするが、PFI(BTO、BOT等)などの手法を用いる場合は費用対効果の対象とする。

③拠点機能については、国や北海道の交付金等を活用し、DBO方式により施設整備からその後の運営までを一体で整備することで、サービスの充実とともに町の財政負担を圧縮し、その効果をさまざまな世代の集い、遊び、憩いの場のほか、子育て世代の移住・定住など、地域活性化につなげることを目指し、費用対効果の対象とする。

また、①及び③については、都市公園エリア内であり、町民の利用促進の観点からも、町民割等を検討する。

6 今後のスケジュール(予定)

(1)令和6年度

令和6年12月1日 グランドデザイン(素案)に係る説明会 会場:中央公民館

令和6年12月4日～6日 グランドデザイン(素案)に係る個別説明会 会場:芽室町役場会議室

令和6年12月中旬 町経営戦略会議によるランドデザイン(案)決定

令和6年12月～令和7年1月 パブリックコメント

令和7年1月 めむろ未来ミーティング

令和7年2月 グランドデザイン確定(議会からの意見及びパブリックコメント、めむろ未来ミーティング等の意見反映)

令和7年3月 都市公園条例改正(新嵐山スカイパーク都市公園編入)

(2) 令和7年度以降の想定スケジュール

1 既存施設

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	新嵐山荘	解体	実施設計	工事着工・完了			
2	旧管理棟 フォレストハウス	解体	実施設計	工事着工・完了			

2 公園機能

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	屋外遊具・ドッグラン	整備(新規)	長寿命化計画	基本設計・実施設計	工事着工・完了	オープン	
2	キャンプ場	再整備	長寿命化計画	基本設計・実施設計	工事着工・完了	オープン	
3	パークゴルフ場	再整備	長寿命化計画	基本設計・実施設計	工事着工・完了	オープン	
4	スキー場ロッジ	再整備	長寿命化計画	基本設計・実施設計	工事着工・完了	オープン	
5	スキー場リフト	更新または修繕	長寿命化計画	※更新の場合 基本設計	実施設計・工事着工	工事完了	オープン
6	展望台	改修	長寿命化計画	※改修時期未定			

3 観光機能

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	第3駐車場及び 旧オートキャンプ場	民間活用		公募			→

4 拠点機能

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	屋内遊戯施設 飲食・売店	整備(新規)	基本計画	公募 実施設計	工事着工・完了	オープン	

7 その他

(1) ショップ及びビジターセンターについて

新嵐山スカイパークのランドデザインの策定にあたっては、株式会社モンベル(関連会社)に委託し、ランドデザインの提案とあわせて町の観光資源や町外からの誘客、また、町民の皆さんから要望の多いショップの誘致(出店)や日高山脈襟裳十勝国立公園を契機とした観光の玄関口(ビジターセンター)について、次のとおり提案を受けた。

① ショップ及びビジターセンターは、町内外から多くの人を呼び込むことが可能な施設であるとともに、特にショップは町民の皆さん、十勝地域の皆さんからも要望の多い施設である。

ショップにおける町内外からの誘客及びショップから町内のお店への人の流れによる地域消費の拡大、ビジターセンターは芽室町を含む十勝の観光の窓口にもなり得る施設であり、その効果を最大限発揮するためには玄関口となる場所(立地)に設置することが重要である。

芽室町の立地(高速道路(IC)や国道、JR(鉄道)といった交通の便)、町民の皆さんの利便性、町内事業者への効果の波及の点からも、ショップ及びビジターセンターは「まちなか」に設置することが望ましい。

② 新嵐山スカイパークは、公園機能(スキー場、パークゴルフ場、キャンプ場、屋外遊具、ドッグラン、展望台)や拠点機能(屋内遊戯施設、飲食、売店)を整備し、町民(近隣市町村含む)の集い、遊び、憩う場にするとともに、民間活用エリアは民間活力を活用した観光機能の充実につなげることが期待できる場所である。

また、モンベルの知見やブランド力を活用し、ショップ及びビジターセンターと連携することで、観光拠点としての活用にもつながるものである。

町では、上記の提案について検討し、町外からの誘客(関係人口、交流人口の増)やまちなか再生、地域消費の拡大、町内事業者への波及効果など、町の課題解決につながるとともに、未来ミーティングや講演会等で町民の皆さんからいただいたショップ誘致の要望、町民の皆さんの利便性から、その効果を最大限発揮するためには、ショップ及びビジターセンターの設置場所は「まちなか」が最適であると判断し、「まちなか」の具体的な立地場所として、環境土木課が実施する芽室公園の Park-PFI マーケットサウンディングにおいて、環境土木課・魅力創造課の2課が連携し、市場性を調査する考えである。

なお、上記の提案の検討段階で、国の PPP サポーターへの相談及び Park-PFI の実績を有する事業者へのヒアリングを実施しており、Park-PFI において本事業は市場性を有する可能性が高いとの認識が示されているところである。